

議案第 3 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のと
おり定める。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

刑法の改正に伴い、所要の改正を行いたいため

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(海老名市表彰条例の一部改正)

第1条 海老名市表彰条例（昭和39年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第11条第3号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(海老名市情報公開条例の一部改正)

第2条 海老名市情報公開条例（平成14年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第32条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(海老名市行政不服審査会条例の一部改正)

第3条 海老名市行政不服審査会条例（平成27年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第15条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(海老名市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例の一部改正)

第4条 海老名市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例（令和4年条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第7項から第9項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(海老名市個人情報保護審査会条例の一部改正)

第5条 海老名市個人情報保護審査会条例（令和4年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第13条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(海老名市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第6条 海老名市一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第16条の2第3号及び第4号並びに第16条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(海老名市一般職の職員の分限に関する条例の一部改正)

第7条 海老名市一般職の職員の分限に関する条例（昭和31年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（海老名市環境保全条例の一部改正）

第8条 海老名市環境保全条例（昭和50年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第41条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（海老名市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正）

第9条 海老名市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（海老名市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正）

第10条 海老名市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例（昭和41年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（海老名市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正）

第11条 海老名市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規

定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号。以下「刑法等一部改正法」という。）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下この項において「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役（以下「懲役」という。）

（有期のものに限る。以下この項において同じ。））、旧刑法第１３条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第１６条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

- ４ 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（海老名市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- ５ 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第６８号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第６条の規定による改正後の海老名市一般職の職員の給与に関する条例第１６条の３第１項（第１号に係る部分に限る。）及び第３項（第１号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。